

「平成21年度奈良県食品衛生監視指導計画(案)」
に対する意見募集の結果について (案)

項目	意見の概要	県の考え方
2 重点的に監視指導を実施すべき項目	平城遷都1300年祭等に向けた事業者への啓発が必要ではないか	第3の2に「(3)「平成21年度全国高等学校総合体育大会」に関する事項」及び「(4)「平城遷都1300年祭」に関する事項」を追加します。
3 監視指導実施体制に関する事項	消費者が客観的に計画の実効性を評価する上で、監視員及び検査員の具体的な配置人数を明記する必要があるのではないか	実施結果を評価するために、法第24条第5項に基づく実施結果報告書に食品衛生監視員、と畜検査員等の配置状況を記載していますが、計画にも記載することといたします。
4 施設への立入検査及び食品等の収去検査等に関する事項 (1) 立入検査の方向性	計画的・効果的な食品監視及び科学的知見に基づいた衛生指導の推進に加え、トレース問題に関わる伝票上の監視・指導についても他都道府県との連携を含めた推進が必要ではないか	第3の8の(2)②「食中毒等の飲食に起因すると疑われる事件が発生した際に、原因究明及び被害拡大防止を図るため、食品衛生法第3条及び奈良県食品衛生法施行条例第3条に基づき、食品等の製造販売等に係る記録の作成、保存を推進します。」に改めます。 また、都道府県との連携については、第3の1の(4)①のとおり、食中毒等が発生した場合の原因と疑われる食品等の遡り調査については、既に関係都道府県と連携して調査を行っており、当該問題に係る連携についても引き続き強化していきます。
4 施設への立入検査及び食品等の収去検査等に関する事項 (4) 収去検査等実施計画	栄養機能食品の多種多様化が進み、市場において効用の信憑性が問われる事案が発生している中、実施検体数の拡大が必要ではないか	特定健康食品及び栄養表示食品等については、県の監視指導計画とは別に国の収去検査として、都道府県及び保健所設置市が抜き取り品目の調整を行った上で、国の検査機関において分析を行い、その結果に基づき関係自治体が表示事項等について必要な措置を行っています。 検体増については、国へ働きかけます。
4 施設への立入検査及び食品等の収去検査等に関する事項 (5) 収去検査等検査項目	特定原材料が使用されやすい食品についてアレルギー物質や医薬品成分などの検査項目の追加が必要ではないか	アレルギー物質の検査については、健康被害等が発生した場合の原因追及のため予算措置を行っています。幸いに有事が発生しなかった場合は、その予算を活用し、年度末に7検体のアレルギー物質の確認検査を実施します。また、医薬品成分を検査対象とするには、その食品が狙いとする効能等から成分を絞り込む必要があり、全ての食品に関して広範囲の医薬品成分を検査項目とすることは非常に困難であるのが現状です。

<p>9 関係者相互間の情報及び意見の交換(コミュニケーション)の実施に関する事項</p>	<p>中国産冷凍餃子事件では、正確性に欠けた報道等により製造業者が風評被害による売上減少に至った。輸入食品等広範囲に流通している食品での健康被害発生時には、消費者・県民に対して「何が起きているのか」を正確に伝える必要があるため、報道関係へも積極的に関与する必要があるのではないか</p>	<p>第3の4(7)違反食品等の公表のなお書き以降を「違反者の名称等の公表に際しては、県及び関係自治体等が行った原因究明及び再発防止策についても併せて公表するよう努めるとともに、処分・回収(自主回収を含む。)の範囲や健康影響の有無などを明確にするなど、いわゆる風評被害の防止について十分に配慮します。」に改めます。</p>
---	---	---